

更生医療、育成医療、精神通院医療では、それぞれの負担の割合や計算の仕方が違いました。平成18年4月からこれが一本化され、「自立支援医療」となりました。

指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障害の人も医療費の1割が原則として自己負担となります。



### ■利用者負担の上限額

区分	対象となる世帯	上限額（月額）								
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし								
低所得1	住民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円								
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円								
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額（所得割額）が20万円未満	医療保険の自己負担額と同額								
<p>所得の低い人以外でも、<u>継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には</u>上限額が決められています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる世帯</th> <th>上限額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税額（所得割額）が2万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税額（所得割額）が2万円以上20万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税額（所得割額）が20万円以上</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>			対象となる世帯	上限額（月額）	住民税額（所得割額）が2万円未満	5,000円	住民税額（所得割額）が2万円以上20万円未満	10,000円	住民税額（所得割額）が20万円以上	20,000円
対象となる世帯	上限額（月額）									
住民税額（所得割額）が2万円未満	5,000円									
住民税額（所得割額）が2万円以上20万円未満	10,000円									
住民税額（所得割額）が20万円以上	20,000円									
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額（所得割額）が20万円以上	自立支援医療支給の対象外								

- 育成医療については、経過措置があります。
- 更生医療については、低所得1、低所得2について、自己負担分を町が負担します。
- 入院時食事代  
入院している人の食事代は、1食につき260円を原則自己負担します。ただし、所得の低い人は減額されます。
- 継続的に相当額の医療費負担が発生する場合は
  - ・ 疾病等から対象になる人  
精神通院医療：統合失調症、躁うつ病（狭義）、難治性てんかん  
更生・育成医療：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
  - ・ 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

